

まちづくり団体の認定と土地利用計画作成のご案内

「まちづくり団体」とは、まちづくりを活動目的として市民が設置する団体で、土地基本法の理念を踏まえたうえで、加西市総合計画、加西市都市計画マスタープラン等の土地利用基本方針に従って適正かつ合理的に土地利用を行うことなど、一定の要件を満たす団体です。

まちづくり団体に認定されると、その活動区域内の土地利用の方針を定める「まちづくり団体土地利用計画」を作成し、市長に提出することができます。

01 まちづくり団体の認定等（第34条）

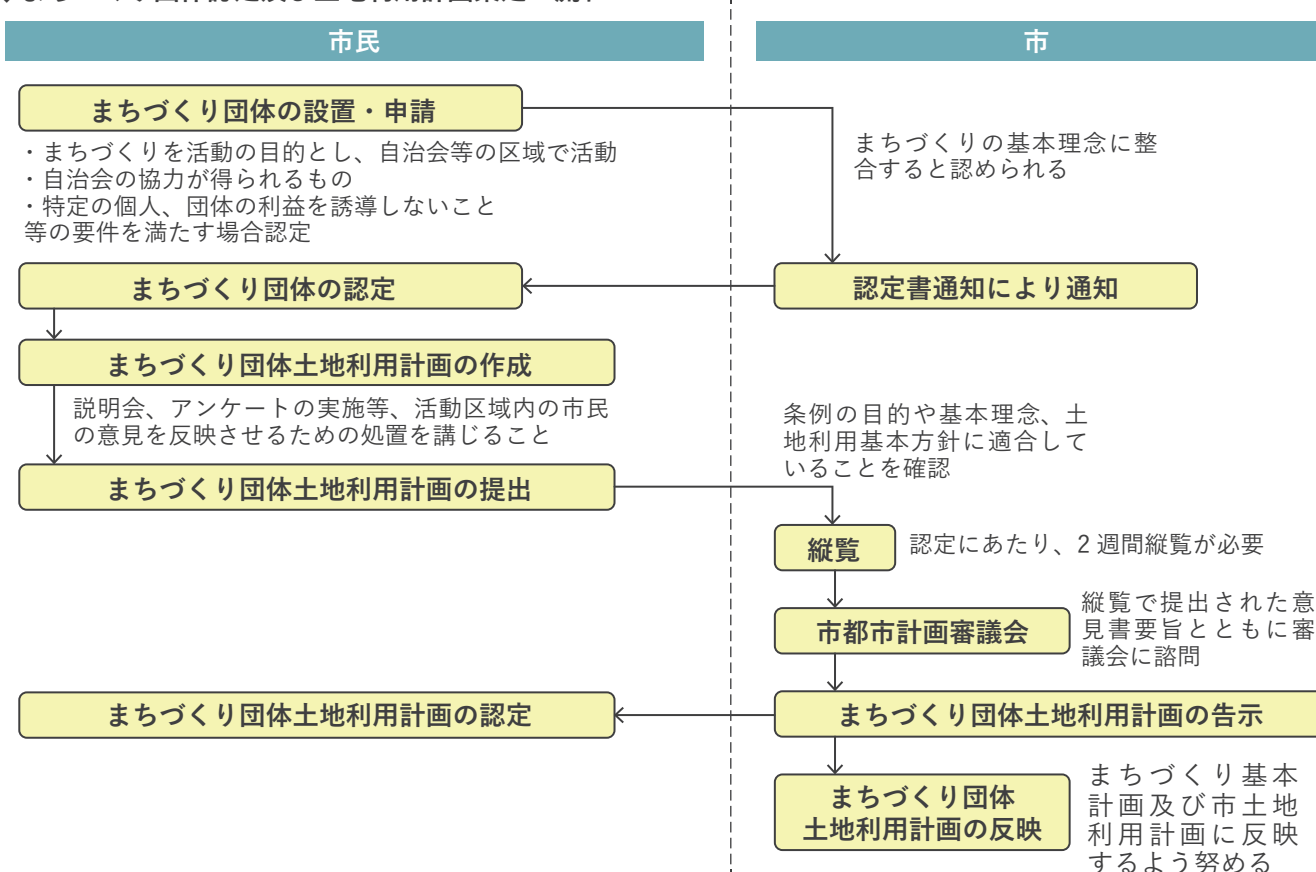
市民が設置する団体で、まちづくりの基本理念に整合し下記要件を全て備える場合、まちづくり団体として認定することができます。

- 条例第3条に掲げるまちづくりの基本理念に整合すること
- 次に示す要件を全て備えると認められること
 - ①まちづくりを活動の目的とするものであること
 - ②自治会の区域、大字の区域その他一定の区域を活動の区域とすること
 - ③規約等を定めていること
 - ④その活動区域内に存する自治会の協力が得られるものであること
 - ⑤その活動が、特定の個人又は団体の利益を誘導するものでないこと
 - ⑥その活動が、財産権を不当に制限するものでないこと

02 まちづくり団体土地利用計画の作成（第37条）

まちづくり団体は、活動区域内を対象とした土地利用計画を作成し、市長に提出することができます。

◆まちづくり団体認定及び土地利用計画策定の流れ



本件に関し、ご不明な点がある場合は下記にお問合せください。



加西市役所 建設部 都市計画課 / 建築課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000

☎0790-42-1110 (代表)

HP <https://www.city.kasai.hyogo.jp/>